



2026年5月14日

各位

会社名 日本証券金融株式会社
代表者名 代表執行役社長 下山田 守邦
(コード番号 8511 東証プライム)
問合せ先 執行役員コーポレートガバナンス統括室長 成實 朗
(TEL. 03-3666-3184)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、日証金従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年6月12日
(2) 処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 57,800株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,240円
(4) 処分総額	129,472,000円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による（日証金従業員持株会）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分株式数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）最大289名に対して、それぞれ当社普通株式200株を付与するものと仮定して算出したものであり、実際の処分株式数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分株式数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社は、各対象会員に対して一律に448,000円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象会員に対して一律に200株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年11月13日付適時開示「従業員向け自社株インセンティブに関するお知らせ」に記載のとおり、従業員のモチベーションや働きがいの向上、及び中長期的な企業価値向上を図るインセンティブの付与を企図して、2025年度の当社業績に応じて、当社従業員に対して当社の発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与する（以下「従業員向け自社株インセンティブ」といいます。）こととしております。

今般、2025年度の当社業績が第7次中期経営計画における経営目標（安定的に連結経常利益100億円超・ROE5%を上回る水準を維持するとともに、さらなる向上を目指す）を上回ったことを受け、本日開催の取締役会において、本スキームの導入を決定いたしました。

本スキームは、対象会員1名当たり当社普通株式を付与するために必要な額の特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.処分の概要の（注）に記載のとおり後日確定いたしますが、最大57,800株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象従業員最大289名の全員が本持株会に加入した場合、処分株式数は最大57,800株となる予定です。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数83,000,000株に対し0.07%（総議決権個数813,147個に対し0.07%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）です。

本スキームの導入は、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えておりますため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年5月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,240円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2026年4月14日～2026年5月13日）	2,209円	1.40%
3ヶ月（2026年2月13日～2026年5月13日）	2,215円	1.13%
6ヶ月（2025年11月14日～2026年5月13日）	2,125円	5.41%

当社の監査委員会は、上記処分価額について、処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

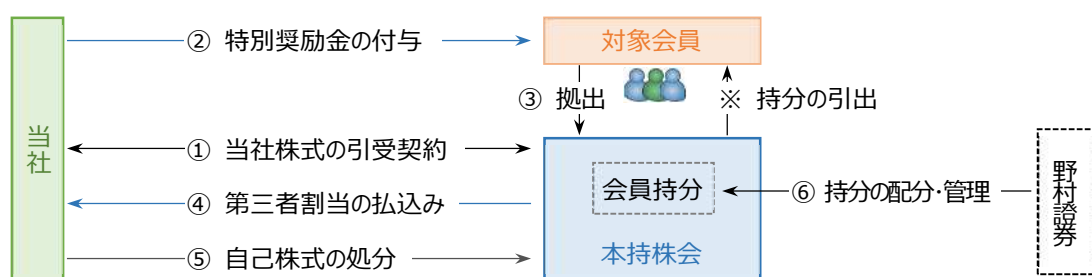
4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本スキームの仕組み（グループ会社等は記載を省略しています）】

- ① 当社と本持株会は自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。
 - ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は割当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引き出すことができます。



以 上